

建設関連業（測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者）の登録を受けている皆さまへ

技術管理者等の常勤について

建設関連業の登録にあたって、測量士、技術管理者、現場管理者（以下「技術管理者等」という。）には**常勤性**が必要となっております。

登録にあたって配置した技術管理者等が、雇用条件等が変更となり常勤性がなくなった場合、退職等により不在となった場合には、登録の要件を欠くことになるので、測量法または登録規程の規定に基づき、届出書等を提出してください。

これらの手続きを怠った場合または虚偽の届出や現況報告等を行った場合には、**登録の消除等**となることがあります。

常勤の定義とは、

常勤とは、登録営業所で「休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務すること」としています。これは、会社の就業規則に則り、通常の社員としての勤務を要するという事です。

常勤とは認められない事例

■共通

会社の勤務時間が1日8時間で週5日となっているが、技術管理者等のみが業務があるときだけ勤務している場合

→通常の社員と同じく、就業規則どおりに勤務していなければなりません。

■測量業者（測量士）、地質調査業者（現場管理者）

支店の技術管理者等が普段は本店に勤務し、支店で業務があるときだけ支店に勤務している場合

→登録している営業所に勤務していなければなりません。

■建設コンサルタント（技術管理者）、地質調査業者（技術管理者）

技術管理者が登録営業所以外に常勤している場合

→登録している営業所に常勤していなければなりません。